

# 障がい者就労支援業務に係る「指定法人」公募要項

道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児の暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（平成 21 年北海道条例第 50 号。以下「条例」という。）第 31 条第 1 項に規定する障がい者の就労支援に関する業務を行う「指定法人」となろうとする法人を公募します。

## 第 1 公募の内容

### 1 指定法人の業務の内容等

- (1) 条例第 31 条第 3 項及び同条例施行規則（平成 22 年北海道規則第 15 号。以下「規則」という。）第 6 条に規定する指定法人が行う業務の具体的内容は、次のとおりです。

#### 《条例第 31 条第 3 項》

指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関する事
- (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関する事
- (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
- (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項

#### 《規則第 6 条》

条例第 31 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 認証申請の受付及び審査に関する業務
  - (2) 認証を受けた事業者の公表に関する業務
  - (3) 認証制度の広報に関する業務
- 2 条例第 31 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上に関する業務
  - (2) 事業者による障がい者の就労の支援のための取組の促進に関する業務

### 【具体的業務内容】

項目	区分	内容
障害福祉サービス事業所 <sup>※注</sup> の経営・事業改善	工賃向上計画の策定・推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別経営相談</li> <li>■経営・技術指導</li> <li>■障害福祉サービス事業に関するアイデア募集</li> </ul>
障害福祉サービス事業所間の連携・共同化	障害福祉サービス事業所連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業所間連携・共同化の促進</li> </ul>
障害福祉サービス事業所の商品力（製品・サービス）向上	市場調査・商品開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ニーズ調査及び商品評価</li> <li>■商品開発等に関する研修</li> </ul>
障害福祉サービス事業所の製品・サービスの販路の確保・拡大	マッチングサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■マッチング事業〔共同受注システム〕</li> <li>■多様な販路の確保</li> </ul>
障がい者の就労支援に関する啓発	アクション及び企業認証制度の普及・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請の受付</li> <li>■登録及び認証企業の公表</li> <li>■制度の周知及び広報</li> </ul>

※注 本要項において、「障害福祉サービス事業所」とは、次の事業所をいいます。

- ① 就労継続支援B型事業所
- ② 就労継続支援A型事業所
- ③ 生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センター

※ ②及び③については、工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として、道が認めた事業所。

(2) 業務内容の詳細は、別添「第6期指定法人業務要求水準書」のとおりです。

※ 応募に当たっては、業務区分毎に、これらの水準を満たすことができる具体的な取組を検討し、業務計画書において提案してください。

(参考添付資料)「第7期北海道障がい福祉計画(素案)」

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間で予定しています。

ただし、協定に違反したとき、その他知事が業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間中であっても、条例第31条第9項の規定に基づき、その指定を取り消す場合があります。

## 3 指定法人の業務に必要な経費

指定法人の業務に必要な経費は、道が指定法人に支払う負担金等により賄います。

(1) 道が指定法人に支払う負担金

ア 道は、本業務に係る経費を指定期間にわたり、毎年度予算措置し、負担金として指定法人に支払います。

イ 当該年度の予算の範囲内で、指定法人が応募・申請時に提案した額を基本として、その支払い方法を含め、協定に定めます。

ウ 協定に定める負担金の額は、業務内容の見直し、その他の事情の変更により著しく不適当となった場合等を除き、変更しません。

(2) 区分経理

本業務に係る資金の収支は、他の会計と区分し、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければなりません。

## 第2 応募・申請の条件等

### 1 応募・申請等

(1) 指定を受けようとする場合は、別添「第6期指定法人指定要領」(以下「指定要領」という。)第4の1及び2により、提案書を知事に提出しなければなりません。

(2) 知事は、指定法人候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経て、候補者として適当な法人を選定するものとします。

(3) 候補者として選定された法人は、規則の規定による指定申請書に係る書類を添えて知事に提出するものとします。

### 2 応募資格等

(1) 応募資格

北海道内の非営利の法人であること。

(2) 欠格事項

次に掲げる事項（規則第4条第3項第2号に定めるものをいう。）に該当する法人は、選定又は指定の対象外とします。

なお、確認基準日は、公募期間終了後、選定委員会において、応募資格等審査を行う日とします。

《規則第4条第3項第2号》

次の各号のいずれかに該当する法人は、指定法人の指定をうけることができない。

(2) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 負担金額

道が令和6年度に指定法人に支払う負担金について、提案者は、提案書に添付する収支計画書において、所定の欄に、次の額を参考にして、道が支払う負担金収入額を記載してください。

参考：【令和3年度負担金額 9,209,000円】

【令和4年度負担金額 9,205,000円】

【令和5年度負担金額 9,193,000円】

### 3 公募期間

提案書類を受け付ける期間及び時間は、次に掲げるとおりです。

提案書類受付期間：令和6年1月16日（火）～令和6年2月6日（火）

提案書類受付時間：毎日、午前9時から午後5時まで

### 4 提出書類

(1) 指定要領第4の2に掲げる提案書類を提出してください。

なお、道が必要と認めた場合は、追加資料を求めることがあります。

＜提出書類＞

① 提案書・・・（別記様式1）

② 業務計画書・・・（別記様式2）

③ 収支計画書・・・（別記様式3）

〔添付資料〕

④ 誓約書・・・（別記様式4）

⑤ 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書

⑥ 代表者の身分証明書及び住民票の写し

⑦ 役員名簿（役職、氏名、現住所、生年月日、履歴を記載した書類）

⑧ 法人の印鑑証明

⑨ 提案書提出の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録

⑩ 道税に未納がないことの証明書

⑪ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害保険の加入状況が確認できる書面の写し（標準月額決定通知書、被保険者資格取得確認通知書など）

⑫ その他参考となる書類

- (2) 提出部数  
 正本 1 部（提出書類①～⑪）、副本 5 部（①②③の写し）
- (3) 提出方法  
 提案書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る）により、受付期間（時間）内に下記受付場所あて提出してください。郵送の場合は、受付期間（時間）内必着とします。

【受付場所】  
 北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係（道庁 6 階）  
 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

### 第3 指定手続きのスケジュール

#### 1 指定手続きのスケジュール

公募開始（道庁ホームページ）	令和6年1月16日（火）
応募表明書提出〆切	// 1月30日（火）
提案書類の受付期間	// 1月16日（火）午前9時から // 2月6日（火）午後5時まで
指定法人候補者の選定（プレゼンテーション等）	// 2月14日（水）
指定法人候補者の決定・結果通知	// 2月中旬（予定）
指定申請書提出	// 2月下旬（予定）
指定決定	// 2月下旬（予定）
協定の締結	// 4月上旬
事業計画書等の認可	
業務引継	
指定法人による業務の開始	

#### 2 応募表明書

指定を受けようとする場合は、応募表明書に必要事項を記入の上、令和6年1月30日（火）までに、下記へ持参又は郵送（1月30日必着）により提出してください。

なお、応募表明書の提出がない場合であっても、受付期間（時間）内に提案書類を提出した場合は、有効となります。

【募集説明会参加申込書及び応募表明書提出先】  
 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 社会参加係  
 FAX：011-232-4068  
 E-mail：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

## 第4 審査及び選定

### 1 選定委員会の設置

道は、指定法人の候補者の選定について、学識経験等を有する者の意見を聴き、必要な審議等を行うため、選定委員会を設置します。

選定委員会は、指定要領第7に基づく提案書類の審査を経て、指定法人の候補者として適当と認める法人を決定し、その結果について審査の経過とともに道に報告します。

道は、選定委員会の報告を踏まえ、指定法人の候補者として最適な団体を選定します。

### 2 選定基準

指定法人の候補者の選定基準は、条例第31条第1項各号に規定するとおりです。

#### 《条例第31条第1項》

知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人(非営利の法人に限る。)であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。
- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。

### 3 審査及び選定の方法

審査及び選定は、指定要領第7に基づき、次の方法により実施します。

#### (1) 審査の方法

選定委員会の審査は、次の方法により実施します。

#### ア 応募資格等(形式的要件)審査

指定要領の第5に定める要件について、適合しているか否かについて、障がい者保健福祉課において審査を行い、形式的要件に適合しないと判断された法人は、失格となり、その結果を選定委員会に報告します。

#### イ 必須項目審査

選定委員会は、前項の要件に適合する提案者を対象として、指定法人の候補者として必要最低限の水準に達しているかどうかを審査するため、指定要領第7の2の必須審査項目ごとに適合状況を審査します。

必須審査項目を一つでも満たしていないと判断された申請者は、選定対象外となります。

#### ウ 加点項目審査

選定委員会は、イの必須項目審査の結果、選定対象とされた提案者を対象として、業務経計画等の達成水準を相対的に評価するため、指定要領第7の3の加点審査項目に基づき審査し、得点化した上で、得点が最も高い提案者を、最適な候補者として決定します。

#### エ プレゼンテーション

選定委員会においては、必須項目審査及び加点項目審査を行うに当たり、提案者を対象として、プレゼンテーションを実施します。

なお、提案書類の提出が4件を超えた場合には、事前に書類選考を行い、4件に絞り込むことがあります。

ヒアリング実施の有無、日時、場所等は、別途連絡します。

## (2) 選定の方法

### ア 道への報告

選定委員会は、最適な候補者を決定したときは、その結果について、審査の経過とともに道に報告します。

### イ 指定法人の候補者の選定

道は、選定委員会による審査結果の報告を踏まえて、最適な指定法人の候補者を選定します。選定の決定をしたときは、その結果を全ての提案者に連絡します。

## 第5 指定申請

- 1 指定法人の候補者として選定された法人は、指定申請の手続きを経て、「指定法人」となります。
- 2 指定申請の手続きは、規則に定める指定申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとします。

### 《規則第4条第1項及び第2項》

条例第31条第1項の規定による指定法人の指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録またはこれに準ずるもの。(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (3) 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

- 3 指定をしたときは、その結果について通知するとともに、審査の経過及び選定の結果とともに道のホームページで公表します。

## 第6 協定の締結等に関する事項

### 1 協定の締結

道と指定法人は、本業務の実施に関し必要な事項のうち、条例又は規則に定めのない事項について協議し、協定を締結します。協定の内容は次に掲げるとおりです。

- (1) 実施業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき費用に関する事項
- (3) 業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) 再委託の禁止等に関する事項
- (5) 関係法令等の遵守に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

## 2 事業計画書等の認可

指定法人は、指定を受けた後遅滞なく、規則に定める事業計画書等認可申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出し、認可を受けなければなりません。

業務の開始に当たっては、事業計画書等の道の認可が必要です。

## 3 事業報告書の承認

指定法人は、毎事業年度終了後 10 日以内に規則に定める事業報告書等承認申請書に事業報告書及び収支決算書を添えて、知事に提出し、承認を得なければなりません。

## 4 事業評価

知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を実施します。

# 第7 その他の事項

## 1 その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、道及び指定法人の双方が誠意を持って協議するものとします。

## 2 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定法人に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力するものとします。

### 【お問い合わせ先】

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁 6 階

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

電話：011-231-4111（内線 25-730）

FAX：011-232-4068

E-mail：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp